

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 4 月に国民健康保険の保険証の期限が切れたので、市役所の保険課に行ったところ、担当職員から国民年金を払っていないと保険証の交付はできないと言われ、一度寮に戻り、国民年金手帳と保険証と保険料を持って再び市役所に行った。

最初に年金課に行って、保険料を 1 年分納付した後、保険課へ行き、国民健康保険証の交付を受けた。その後は、毎年 1 年分の国民年金保険料を納付して保険証を交付してもらっていた。

申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間②直前の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を前納している上、その後、仕事や生活状況に大きな変化は無く、申立期間②の国民年金保険料を納付することが困難な経済的事情は無かったとしている。

また、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付しており、申立人が 24 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日調査により、昭和 50 年 5 月頃に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、申立人も遑って保険料を納付したことは無いと

主張している。

また、申立人は、国民健康保険料と国民年金保険料の支払いについての記憶が曖昧である上、納付を開始した昭和 47 年 4 月の時点で、国民健康保険課と国民年金課は、窓口が隣り合わせであったと主張しているところ、当時の A 市役所内の配置図を見ると、国民健康保険課と国民年金課は、窓口の配置が離れていることが確認できるなど、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、昭和56年4月は15万円、同年5月から同年9月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のA社B支社（当時は、同社C支店）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和56年4月1日、資格喪失日が58年4月1日とされ、当該期間のうち、申立期間②に係る58年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月1日から同年10月1日まで  
② 昭和58年3月1日から同年4月1日まで  
③ 昭和58年4月1日から同年10月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び③について標準報酬月額が引き下げられているが、当時の給与支給額に変化は無く、保険料も従前どおり控除されていたので、社会保険事務所（当時）の標準報酬月額の記録を正しい金額に訂正してほしい。

また、申立期間②について厚生年金保険の記録が確認できなかったが、

会社には継続して勤務し給与を支給されており、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人が提出した給与明細書及びA社から提出された給与台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を給与から控除されていることが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び給与台帳から昭和56年4月は15万円、同年5月から同年9月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、A社B支社は、平成16年3月31日に申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を当初届け出していた昭和58年3月31日から同年4月1日とする訂正届を社会保険事務所へ提出しているが、申立期間②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、厚生年金保険の年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人が保管している給与明細書、A社から提出された人事記録、給与台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和58年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び給与台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行について、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認め、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 16 年 3 月 31 日）に厚生年金保険被保険者資格の訂正届を行っていることから判断すると、当該事業所は当初、申立人の資格喪失日を昭和 58 年 3 月 31 日として届け出たものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③については、前述の給与台帳に記載された申立人の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法に規定する未納保険料があった期間（特例法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から56年12月まで

昭和46年9月に会社を退職して帰郷し、家業を継いだ。母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は地区の婦人会役員に納付していた。申立期間が納付とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿並びに特殊台帳から昭和56年12月16日以降に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認でき、当該時点では、申立期間の大部分は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻も申立期間中の国民年金加入期間は保険料が未納である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 58 年 2 月まで  
20 歳のときは学生であったので、母が A 市役所で国民年金の任意加入の手続きを行い、保険料を納付したと聞いている。  
しかし、年金記録では、その時に払い出された国民年金手帳記号番号は誤加入で取消とされ、未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の任意加入の手続きを行ったと主張しているところ、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿には「誤適用（大学生）」と記載されており、昭和 55 年 1 月頃に申立人に払い出された国民年金手帳記号番号は取り消されていることから、保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号を払い出された被保険者のうち、国民年金被保険者名簿に申立人と同様の記載がある被保険者が複数見られるところ、これら全ての番号について、オンライン記録が確認できないことから、申立人が学生であったため、同番号が取り消されたことに不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が提出した、申立人の母親がつけていた申立期間前後の家計簿には国民年金保険料と記載されたものは無いため、申立人に係る保険料の納付の事実は確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から56年12月まで  
結婚した昭和51年2月に義母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は地区の婦人会役員に納付していた。申立期間が納付とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、義母は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿並びに特殊台帳から昭和56年12月16日以降に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認でき、当該時点では、申立期間の大部分は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫も申立期間中の国民年金加入期間は保険料が未納である。

さらに、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。